

環境影響評価調査計画書審査意見書

「南小岩七丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号。以下「条例」という。）第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子

(公印省略)

記

第1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：南小岩七丁目地区市街地再開発準備組合

理事長：板倉 浩

所在地：東京都江戸川区西小岩一丁目19番29号

2 対象事業の名称及び種類

名称：南小岩七丁目地区第一種市街地再開発事業

種類：高層建築物の新築

3 対象事業の所在地

所在地：東京都江戸川区南小岩七丁目地内

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺では、本計画を含め複数の市街地再開発事業や街路事業が進められており、将来の周辺交通量が現在に比べ相当程度増加することも考えられることから、関連する車両の道路沿道への影響については、可能な限り周辺開発による交通量変化を勘案し、予測・評価すること。

【風環境】

計画地はJR小岩駅並びに駅前広場に近接し、駅利用者など不特定多数の人の利用が見込まれる。また、周辺では複数の高層建築物の建設が計画されていることから、本計画建築物の建設による風環境の変化については、可能な限り周辺の開発状況を加味した詳細な予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。